

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

北上市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 現況

本市は農業の生産活動等を通じて、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等、農産物の供給機能以外の多面にわたる機能（以下「多面的機能」という。）を維持・増進してきた。

しかしながら、高齢化や人口減少が進行し、集落機能の低下等により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあり、更には、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に係る担い手への負担の増加も懸念されている。

また、東部農業区域においては、一部地域が特定農山村に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

農業の有する多面的機能は、市民の生命・財産と豊かな暮らしを守るうえで重要な役割を果たしており、引き続き、農業生産活動等を通じて、農用地の活用や水路、農道等の適切な保全管理等を行い、多面的機能を維持していくことが重要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本市では、農業者や地域住民、関係団体等との協力体制を整備し、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第3条第3項に規定する農業者団体等（以下「実施主体」という。）による以下の取組を進め、将来にわたって広く市民が多面的機能の恩恵を受けられるようにする。

① 1号事業（多面的機能支払）

農用地や水路、農道の保全管理等に係る地域ぐるみの共同活動の継続的な実施

② 2号事業（中山間地域等直接支払）

中山間地域等の条件不利地域における農業生産活動の継続的な実施

③ 3号事業（環境保全型農業直接支払）

自然環境の保全に資する持続的な農業生産活動の実施

なお、こうした取組により、農地の集積に伴い増大する水路や農道の保全管理等に係る担い手の負担を軽減して、担い手への農地集積に必要な環境を整備し、農業の構造改革を後押しするという効果が期待できる。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	市内全域 (全ての農用地)	法第3条第3項第1号に掲げる事業 (多面的機能支払)
②	東部農業区域 (農振農用地区域内の農用地)	法第3条第3項第2号に掲げる事業 (中山間地域等直接支払)
③	市内全域 (農振農用地区域内の農用地)	法第3条第3項第3号に掲げる事業 (環境保全型農業直接支払)

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

なし

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号の事業を実施するために必要な事項を、次のとおり定める。

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

(ア) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域

旧市町村区域 旧立花村 旧横川目村

(イ) 地域の実態に応じて岩手県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域

農林統計上の中山間地域

旧市町村区域 旧更木村 旧福岡村 旧稲瀬村 旧岩崎村

イ 対象農用地

- (ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上。勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。
- (イ) 自然条件により小区画・不整形な田
- (ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地
- (エ) 市町村長の判断によるもの
 - a 緩傾斜農用地
 - (a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地
一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地(勾配が、田にあつては 1/100 以上 1/20 未滿、畑、草地及び採草牧草地にあつては 8 度以上 15 度未滿の農用地)が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合(この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。)
 - (b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合
 - (i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合
緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする(高齢化率 30%以上、耕作放棄率:田 5%以上、畑(草地含む。) 10%以上)
 - (ii) 土壌条件が著しく悪い場合
 - b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地
急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率が田 8%以上、畑(草地含む。) 15%以上の農地
- (オ) 地域の実態に応じて岩手県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域においては、急傾斜農用地及び小区画・不整形な田、緩傾斜農用地及び高齢化率(40%以上)・耕作放棄率(田 8%以上、畑 15%以上)の高い農地。

(2) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、農業経営改善計画の認定基準に該当し、将来認定農業者を志向する経営体など地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。

(3) その他必要な事項

特になし